

学校感染症による出席停止証明書

保護者様へ

医師より以下の学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、欠席扱いにはならず、出席停止となります。また、感染の拡大を防ぐ為、完全な治療が確認してからの登校となりますので、担当医より、本証明書に記入を受け、担任へ提出して下さい。

※証明の発行に関して、発行料がかかる場合がありますが、自己負担になりますのでご了承ください。

担当医様へ

学校感染症に罹患しました生徒について、以下の証明書にご記入くださいますようお願い致します。

年 月 日

1. 生徒氏名

北海道科学大学高等学校 年 組 氏名

2. 疾患名（該当欄に○印を付けて下さい。）

種	○印	疾患名	出席停止の期間の基準
一		疾患名（ ）	治癒するまで
二		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺熱、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
三		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症（ ）	

※但し、この期間については、症状により医師において、その感染症の予防上支障がないと認めた時はこの限りではない。

3. 出席停止期間

年 月 日 ～ 年 月 日まで

上記のとおり証明します。

医療機関名

(病院名ゴム印 または 押印)